改定履歴
2014/05/19　SG ラベルの仕様変更
2015/04/01　SG 基準改正に伴う変更
2015/05/01　検査機関情報の変更

SG マーク制度

認証の手続き書

＜ゆたんぽ＞

この SG マーク制度認証の手続き書（以下「手続き書」という。）は＜ゆたんぽ＞に関し一般財団法人製品安全協会が行う SG マーク表示に係る認証制度に関して、申請から認証完了までの手順、認証の維持に関する説明などを記載した説明書です。

SG マーク制度の認証取得には、以下の手続きや実務が必要です。お申し込み前にご了承いただきます事項もありますので、この手続き書とともに申請書の了承事項を併せてお読みください。

一般財団法人　製品安全協会
東京都台東区竜泉２－２０－２ミサワホームズ三ノ輪
業務グループ　電話０３－５８０８－３３０２

－　目　次　－

１．はじめに

一般財団法人製品安全協会（以下「当協会」という。）は、1973 年に消費生活用製品安全法に基づき設立されました。その後、組織変更を実施して 2000 年に公益を目的とする財団法人に、また、2012 年に一般財団法人となりました。

当協会の主たる事業は、①構造・材質・使い方などからみて生命又は身体に危害を与える恐れのある消費生活用製品について、安全な製品として必要な事項を決めた SG 基準の作成、②SG 基準に適合したものとして認証した製品への SG（Safe Goods）マークの表示、③SG マークを表示した製品の欠陥により人身被害を受けた場合の補償等を行っております。

当協会は、公益法人として公平性、中立性を保持しており、当協会のウエブサイトでは財務に関する資料なども公開しています。

２．認証の範囲

当協会が行う認証の範囲は、当協会が定める認証対象品目に限ります。認証対象品目については当協会のウエブサイトをご覧ください。ただし、認証対象品目であっても試験設備等の仕様により認証をお引き受けできないことがございます。

当協会が行う認証は、次の国・地域を除きすべての日本国内及び外国です。ただし、ロット認証の場合は、対応できない国・地域もあります。

① 申請者が当協会に対する決済の支払いを期日までに履行できない国・地域
② 認証のための審査又は検査のための国又は地域が外務省の渡航関連情報で危険情報、感染症危険情報などが発行されている国・地域
③ その他、当協会が正当な理由で対応できないと判断した国・地域

なお、当協会が認証業務を行うにあたり、試験、検査業務等の一部を外部の機関（以下「委託検査機関」という。）に委託しています。これらの委託検査機関が行う業務につきましても当協会が認証主体として責任と権限を有します。

３．SG マークの登録意匠

下記 SG マークは、当協会が商標法に基づき登録している商標（登録商標）です。

SG マークは、認証取得済み製品に対してのみ使用可能となります。

宣伝媒体、梱包・包装材に SG マークの使用をするときは、あらかじめ当協会の許可が必要です。当協会の許可なく SG マークを使用した場合には法的措置を講じることがあります。

SG マークの意匠

なお、認証済み製品に対する SG マークの表示は、当協会が用意するラベル（協会支給ラベル）の貼付、認証取得者が自ら SG マークを印刷したラベル等の貼付、SG マークの刻印、浮きだし、印刷（当協会が用意するラベル以外の方法によってＳＧマークを表示することを「自社表示」と呼びます。）により行います。また、一部の認証対象品目では、梱包、包装等にする場合もあります。

SG マークの表示は認証対象品目毎に異なりますので、後述の「７．２－７　SG マークの表示（表示交付申請）」又は「７．３－３　SG マークの表示」をご覧ください。

４．認証要員について

当協会では認証業務実施にあたり適格な要員を配置し、教育・訓練を行い、力量の維持・向上に努めています。当協会の認証要員は、服務規程に基づき中立、公正な対応を行い、第三者の疑惑や不信を招くような行為を致しません。このことをもって信頼性の確保に努めています。なお、委託検査機関の要員についても同様です。

５．認証行為等に対する苦情等について

当協会は、申請者（申請予定者を含む。）からの申請受付、審査・試験・検査等認証全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、認証後の様々な措置に対する異議申し立て、及びその他利害関係者からの苦情等について誠意をもって対応いたします。

これら苦情等については、次の窓口にて承ります。

総務部「苦情受付専用窓口」TEL 03-5808-3304 (9:30～12:00、13:00～17:30)

E-mail comp@sg-mark.org

※　この「苦情受付専用窓口」は、SG マーク付製品による事故対応窓口ではありません。

６．権利と義務について

①　工場等登録時には、当協会との間で表示に関する契約を締結していただきます。権

利と義務については、この契約書の条項によります。

② ロット認証申請時には、申請書に記載された事項について宣誓をしていただきます。

③ ロット認証によってＳＧマークを表示しようとする方であって自社表示を希望される場合には、ロット認証申請前までに当協会との間で表示に関する契約を締結していただきます。権利と義務については、この契約書の条項によります。

７．認証に関する手続きの流れ

７．１　基本的な流れ

SG マークを製品に表示するためには、大きく分けて「登録・型式確認方式」と「ロット認証方式」の２とおりがあります。(品目によっては、片方のみのものもあります。)

「登録・型式確認」とは、主に製造製品にこれから SG マークの表示を始めようとする場合の認証方法です。SG 基準に適合する製品を安定的に継続的に製造できることを審査により確認（工場審査）させていただきます。工場審査に合格後、当協会と表示に関する契約を締結し、その後当該工場で製造予定の製品がカテゴリー（型式区分）毎に行う製品試験に適合している場合には、SG マークを表示していただけるという方式です。

ただし、工場等登録後、一定期間毎に登録維持のための手続きと、維持のための検査（事後調査）を受審し、当初の品質管理の状況が維持されていることが必要です。SG 基準が改正になった場合も同様です。

また、型式確認も認証対象品目毎に定める期間毎に更新を受けなければ失効します。

「ロット認証」とは、既に手元に完成した製品が存在する場合、SG マークを表示したい製品群（ロット）について、抜き取り検査により認証する方法です。

ロット認証は、当該製品を製造する方だけでなく、輸入や販売する方も申請することが可能です。「登録・型式確認」による表示と比べ比較的短時間で SG マークの表示が可能です。

７．２　工場等登録・型式確認について

－１　工場等登録申請

工場等登録は、認証対象品目を製造する方であって、表１に示す製造設備基準及び表２に示す検査設備基準を満たす場合のみ申請可能です。（表１に示す製造設備基準及び表２に示す検査設備基準を「登録要件」と言います。）

工場等登録申請は、「工場等登録申請書」の鑑に総括表、添付書類１～７を添えて当協会に行います。提出部数は１部です。＜工場等登録申請書の様式参照＞

「工場等登録申請書」の鑑及び総括表の様式並びに添付書類１～７を含む申請書の作成例を当協会ウエブサイトに掲示しておりますので、それを参考にして日本語又は英語にて作成してください。（添付資料も含めて日本語又は英語以外の言語は受け付けられません。）

なお、申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に工場等登録申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。＜委任状の様式参照＞

当協会では、申請書が届きますと記入内容の確認、添付資料の不足などを確認の上受付を致します。

表１：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 金属板プレス加工設備 （ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	1. 適切に金属板プレス加工ができること。
2. 穴あけ設備 （ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	2. 適切に穴あけができること。
3. 曲げ加工設備 （ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 切削加工設備 （ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	4. 適切に切削加工ができること。
5. ハンダ付設備 （ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	5. 適切にハンダ付ができること。
6. ゴム成形設備 （ただし B1 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	6. 適切にゴム成形ができること。
7. 合成樹脂成形設備 （ただし B2 形又は C 形ゆたんぽを製造する場合に限る。）	7. 適切に合成樹脂成形ができること。
8. 組立・仕上げ設備 ただし、金属板プレス加工設備（一部に限る。）、穴あけ設備、曲げ加工設備、切削加工設備、ハンダ付設備、ゴム成形設備（一部に限る。）、又は合成樹脂成形設備（一部に限る。）により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者で	8. 適切に組立、仕上げができる作業具等の設備を備えていること。

あって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	

表２：検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備 （ただし自在曲線定規及び金属製直尺は、口金を有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。）	1. ノギス（150mm まで測定できるもの）、自在曲線定規（口金キャップの鉄線の形状を写しとれるもの）及び金属製直尺（150mm まで測定できるもの）。
2. 気密性試験設備	2. 空気圧縮機（ゆたんぽに関する基準確認方法の項目の 2. 気密性に規定する性能を有するもの）及び水そう（試験条件を十分満足できるもの）。
3. 耐急冷性試験設備	3. 恒温水そう（温度 18±2℃を維持できるもの）及び温度計（温度 0℃から 50℃まで測定できる最小目盛 1.0℃のもの）。
4. 耐落下衝撃試験設備	4. 金属製直尺（1,000mm まで測定できるもの）及び合板（厚さは 2 枚あわせて 30mm になるものとし、試験を行うに十分な広さを有し、かつ、落下させたゆたんぽが二次衝撃を受けない構造のもの）。
5. 口及びせんの強度試験設備 （ただし、合成樹脂製の口及びせんを有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。）	5. トルク測定器（3N・m までのトルクを測定できるもの）及び恒温そう（温度 60±5℃を維持できるもの）。
6. もちての強度試験設備 （ただし、もちてを有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。）	6. 荷重試験機（試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量に作用する重力の 5 倍の力をかけられるもの）又は砂袋（試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量の 5 倍の質量のもの）及び架台（ゆたんぽのもちてをかけてつり下げることができるもの）。

7. 耐荷重性試験設備	7. 荷重試験機（1800Nの力を加えられるもの）及び木板（1800Nの力に耐えられるものであって長さ25cm幅10cmのもの及び長さ、幅がそれぞれゆたんぽの長さ幅より大きいもの）。
8.繰り返し耐久性試験設備（ただし、C形を製造する場合に限る。）	8. ポンプ及び流量計（密封したゆたんぽから表示容量の２５％に相当する気体を抜き取って減圧し、大気圧に戻す操作ができるもの）
9. ゴムパッキン弾性試験設備	9. 引張試験機（JIS K6251（2004年）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの）、恒温そう（温度70±1℃を維持できるもの）、ノギス（150mmまで測定できるもの）、老化試験装置（JIS K6257(2003年)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの）及びダンベル状試験片打抜き型
10. ゴム及び軟質合成樹脂材料試験設備（ただし、B形を製造する場合に限る。）	10. JIS K6251(2004年)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方の規定に定める最大引張力の大きさ及び伸び測定設備（Ｂ１形に限る。）又はJIS K7161(1994年）プラスチック－引張特性の試験方法第１部に定める最大引張力の大きさ及び伸び測定設備（Ｂ２形に限る。）、 JIS K6257(2003年)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方の方法A－２法に定める恒温槽（Ｂ１形にあっては温度70℃±1℃、Ｂ２形にあっては 100±2℃を 168 時間±2 時間維持できるもの。)、水槽（温度23±2℃の水にゆたんぽを16～96時間水没できるもの。Ｂ１形に限る。)、ソックスレー抽出装置（168時間±2時間ソックスレー抽出できるもの。Ｂ２形に限る。)、電子ばかり（読み取り精度が 0.1g 以上のもの。Ｂ２形に限る。)、短冊状試験片の伸び測定設備（試験環境温度 23℃±2℃、相対湿度 50%±5%、重すい（20N+0.20 N の力で下方に与えるもの)、基準点間の距離測定設備を備えたもの。）及びJIS K6252(2007年)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引裂強さの求め方に定めるクレセント形試験片の引き裂き強さ測定設備。
11. ホルムアルデヒド試	11. 化学天秤（感量が1mmg以上のもの)、恒温水そう（温度40

験設備（ただし、布製カバーを付属するものを製造する場合に限る。） ただし、耐荷重試験、繰り返し耐久性試験設備、ゴムパッキン弾性試験、ゴム及び軟質合成樹脂試験又はホルムアルデヒド試験技術の状況により、当該試験を適切に行いうると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。	±2℃以内に維持できるもの)、分光光度計（ダブルビーム装置及び記録装置付きのもの）及びその他の化学試験器具を備えていること。

－２　工場審査

受付後、当協会では直ちに工場審査の担当者（以下「審査担当者」という。）を決め、当該審査担当者から工場審査の進め方などについてご連絡を致します。通常は、工場審査に先立ち事前に社内規程類や品質記録の状況を伺います。これを「事前確認」と呼びます。

お手数ですが審査担当者が示す資料を提出してください。(外国の工場の場合、社内規程類や品質記録は現地語で構いませんが、必要最小限の翻訳をお願いする場合がございます。)

なお、他の認証対象品目で既に登録済みである場合や同一事業者の他工場で既に登録済みである場合には、事前確認を省略する場合もございます。

事前確認が一通り終わりますと工場審査（実地審査）の日程調整を行います。

工場審査は、①工場の品質管理責任者等説明要員が終日確保できる、②申請があった認証対象品目の製造（試作を含む）を行っている、③社内検査が実施できるの条件を満たす連続２日間（認証対象品目によっては３日間）となります。

工場審査日程が決まりますと表３に示す工場等登録申請手数料（旅費を含む）をご請求申し上げますので、指定の期日（通常、出発日前日まで）にお振り込みを完了させてください。また、同時に工場審査スケジュールや準備事項をご連絡いたします。工場審査当日までにスケジュールの確認や準備をお済ませください。

工場審査は、当協会の「工場等審査要領」に基づき審査担当者が実施します。

工場等審査要領に定める主な調査事項
一 申請事業者・申請工場の近況・沿革
二 組織及び文書に係る社内規程の整備状況とその運用状況
三 苦情に係る社内規程の整備状況とその運用状況
四 設計、資材、工程、設備及び計測器に係る社内規程の整備状況とその運用状況
五 SG 基準への適合性検査に係る社内規程の整備状況とその運用
六 変更管理に係る手順
七 工程の状況
八 SG 基準への適合性検査の状況
九 申請者側からの意見・要望
十 その他必要と認められる事項

工場審査終了後、審査担当者から「再確認事項」、「指示事項」及び「要請事項」についてご説明致します。この内容について承諾いただける場合には、専用の書面にサイン又は押印をいただくこととなります。なお、「再確認事項」については審査終了後１年に以内に再確認調査（再審査）を受審し、「指示事項」については審査終了後１年に以内に改善報告をご提出いただかなければ審査不合格とします。

工場審査の結果は、審査担当者が持ち帰り直ちに当協会内の判定会に付します。ただし、工場審査時に改善すべき事項（以下「改善事項」という。）を審査担当者より依頼された場合には、当該改善事項への対応結果を確認した上での判定会となります。

判定会の判定には７日間を要します。

なお、当協会では事務の標準処理期間を設定しており、工場等登録については申請書を受付してから登録までの間は当協会内で事務処理に要する標準的な期間は４５日間としています。

表３：工場等登録申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	①　100,000 円＋消費税 ②　工場審査に要する旅費 （当協会の旅費規程に基づく額） ※　外国からの入金に際しては、①に対する消費税は不要です。 ※　旅費には、審査担当者の日当、宿泊費を含みます。また、外国であって入国に際しビザや	当協会からの請求書に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

	予防接種などが必要な場合には、その費用も含みます。 ※　外国であって通訳を申請者側でご用意いただけない場合には、当協会が手配した上で、かかる費用を別途請求いたします。	

－３　登録及び表示に関する契約

判定会の結果、問題がないことを確認した上で申請工場等を「登録」致します。

「登録」が決まりますと、当協会から「登録証」及び「表示に関する契約書」を送付いたします。新規「登録証」１通の発行費用は不要ですが、移転や代表者変更、紛失又は毀損など理由により「登録証」の再発行の際には、再発行費用が必要です。本件については別途当協会までお尋ねください。

「表示に関する契約書」は、登録工場等と当協会との間で交わす認証に関する契約です。例えば、SGマーク表示の扱いや事後調査の受入について規定されています。詳しい内容については別途当協会までお尋ねください。

「登録証」及び「表示に関する契約書」は、原則日本語ですが英語によるものも発行可能です。英語によるものをご希望の場合には、工場審査後、審査担当者までお申し出ください。

－４　型式確認申請

型式確認は、既に工場等登録を受けた工場等のみ申請可能です。（ただし、工場審査の対象となった工程と異なる工程で製造する型式の区分にあっては、別途後述する事後調査が必要となる場合があります。）

型式確認申請は、表４に示す型式区分毎にＳＧマーク表示を希望するものについて行っていただきます。「型式確認申請書」の鑑に添付書類１～６を添えて当協会に郵送により送付してください。提出部数は２部です。このとき、SG基準又は検査マニュアルにて証明書又は成績書に関する項目がある場合には、原則として申請書に添えて提出していただきます。

「型式確認申請書」の鑑の様式並びに添付書類１～６を含む申請書の書き方見本は当協会ウエブサイトにありますので、それを参考にして日本語又は英語にて作成してください。（添付資料も含めて日本語又は英語以外の言語は受け付けられません。）＜型式確認申請書の様式参照＞

なお、申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に型式確認申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書

に添えて提出してください。＜委任状の様式参照＞

表４：型式区分

<table>
<tr><th>要素</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>形式</td><td>(1) A形のもの
(2) Ｂ１形のもの
(3) Ｂ２形のもの
(4) Ｃ形のもの</td></tr>
<tr><td>口部の構造</td><td>(1) 口金及び受金のもの
(2) せん及び受金のもの
(3) せん及び口のもの
(4) キャップ式せん及び口のもの
(5) その他のもの</td></tr>
</table>

当協会では、申請書が届きますと記入内容の確認、添付資料の不足などを確認の上、適切なことを確認の上受付を致します。受付後直ちに申請者に対し表５に示す型式確認申請手数料の入金に関するご案内をお送りします。その案内に従って型式確認申請手数料をお振り込みください。

また、記入済みの型式確認申請書鑑の写し１枚を型式試料に添えて表６に示す委託検査機関に送付してください。（表５及び表６に示す委託検査機関が複数ある場合には、いずれかの機関から選択してください。）

表５：型式確認申請手数料
委託検査機関は選択可能です。

<table>
<tr><th colspan="2">申請窓口</th><th>手数料</th><th>振込先</th></tr>
<tr><td colspan="2">当協会</td><td>5,000 円/型式＋消費税
※　外国からの入金に際しては、消費税は不要です。</td><td>当協会からの案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委託検査機関
＜A形＞</td><td>一般財団法人日本文化用品安全試験所</td><td>23,000 円/型式＋消費税</td><td rowspan="4">委託検査機関が指定する口座へのお振り込みをお願いします。
※　収納袋を有するものは、別途ホルムアルデヒドに関する成</td></tr>
<tr><td>一般財団法人ボーケン品質評価機構</td><td>30,600 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td>一般財団法人化学研究評価機構</td><td>21,600 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td>委託検査機関
＜Ｂ１形＞</td><td>一般財団法人化学物質評価研究機構</td><td>129,500 円/型式＋消費税</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>一般財団法人ボーケン品質評価機構</td><td>116,300 円/型式＋消費税</td><td rowspan="7">績書の発行料金が必要です。
※　A形の場合：圧力調整形の口金を有するものは、別途作動圧力の測定証明書の発行料金が必要です。
※　A形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップ式栓を使用している場合は 別途費用が必要な場合があります。</td></tr>
<tr><td>一般財団法人化学研究評価機構</td><td>113,600 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託検査機関
＜Ｂ２形＞</td><td>一般財団法人化学研究評価機構</td><td>122,400 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td>一般財団法人ボーケン品質評価機構</td><td>120,000 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委託検査機関
＜Ｃ形＞</td><td>一般財団法人化学研究評価機構</td><td>42,400 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td>一般財団法人日本文化用品安全試験所</td><td>37,000 円/型式＋消費税</td></tr>
<tr><td>一般財団法人ボーケン品質評価機構</td><td>48,000 円/型式＋消費税</td></tr>
</table>

表６：委託検査機関

<table>
<tr><th>名称</th><th>送付先</th><th>型式試料の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">Ａ形の場合</td><td>一般財団法人日本文化用品安全試験所
大阪事業所　〒578-0921
大阪府東大阪市水走 3-6-14
電話　072-968-2226</td><td rowspan="3">２個</td></tr>
<tr><td>一般財団法人ボーケン品質評価機構
生活用品試験センター　〒540-0005
大阪府大阪市中央区上町 1-18-15
電話　06-6762-5492</td></tr>
<tr><td>一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター　大阪事業所　〒577-0065
大阪府東大阪市高井田中 1-5-3
東大阪市立産業技術支援センター内
電話　06-6788-8134</td></tr>
<tr><td>Ｂ１形の場合</td><td>一般財団法人化学物質評価研究機構
東京事業所　高分子技術部　〒345-0043
埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地
電話　0480-37-2601</td><td>６個（試料の大きさが小さいものは追加試料が必要）</td></tr>
</table>

	一般財団法人ボーケン品質評価機構 生活用品試験センター　〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 1-18-15 電話　06-6762-5492	
	一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター　大阪事業所　〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話　06-6788-8134	
Ｂ２形の場合	一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター　大阪事業所　〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話　06-6788-8134	１０個（試料の大きさが小さいものは追加試料が必要）
	一般財団法人ボーケン品質評価機構 生活用品試験センター　〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 1-18-15 電話　06-6762-5492	
Ｃ形の場合	一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター　大阪事業所　〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話　06-6788-8134	５個
	一般財団法人日本文化用品安全試験所 大阪事業所　〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話　072-968-2226	
	一般財団法人ボーケン品質評価機構 生活用品試験センター　〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 1-18-15 電話　06-6762-5492	

－５　型式試験

受付後、当協会では直ちに委託検査機関に型式試験依頼を致します。

型式試験は、認証対象品目毎に定められた SG 基準及び検査マニュアルに基づき実施し、合否を判定します。型式試験の実施の際、型式試料によってはお問い合わせ等をする場合

がございます。

型式試験で不適合があった場合には、６ヶ月間を超えない範囲で２回まで再試験が可能です。このときの試験項目は、原則として全項目となりますが、製品品質に影響を及ぼさないと認められる不適合項目については、試験項目を限定して再試験を行うことがあります。再試験の場合には、改良箇所・方法を説明した書面の提出をお願いしています。 なお、再試験に要する費用は、型式確認申請手数料とは別に直接委託検査機関にお支払いいただきます。

なお、型式試料の大きさや個数によっては、型式試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合がございます。詳細は、委託検査機関からご連絡申し上げます。

－６　型式確認証

型式試験が完了しますと、委託検査機関から当協会に試験成績書が発行されます。当協会では、その成績書の内容と型式確認申請書に添付されていた社内検査成績書（写し）を比較・確認し、大きな差異がないときは型式確認証を発行いたします。この型式確認証の番号は、次回更新までの間の SG マークの表示（表示交付）申請時に必要となりますので、大切に保存してください。（原則として再発行はしかねます。）

この型式確認証は、表７に示す有効期限があります。有効期限が終了する２～６ヶ月前に当協会から型式更新の案内状を申請者あてに送付致しますので、この案内状が届きましたら型式更新の準備を開始していただき、遅くとも有効期限終了の２ヶ月前までには申請を行うようにしてください。型式更新申請の手順は、新規の型式確認申請と同様です。

なお、当協会では事務の標準処理期間を設定しており、型式確認については申請書を受付し手数料の入金を確認してから型式確認証までの間の事務処理に要する標準的な期間は６０日間としています。

表７：型式の有効期限（型式更新の頻度）

２年

型式確認証が発行された後、同型式区分内に新たに銘柄、モデル、型番、名称が追加になるときは、当該製品に SG マークを表示するまでに「型式区分内名称の追加届出書」に添付資料を添えて当協会まで提出してください。＜型式区分内名称の追加届出書の様式＞

－７　SG マークの表示（表示交付申請）

SG マークの表示は表８に示す方法により行います。複数の方法が記載されている場合には、いずれか１つを選択してください。

表８：SG マークの表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	A形の場合 　図１に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 27㎜×27㎜ です。 　ラベルは、シートタイプの最小交付単位は 50 枚です。ロールタイプの最小交付単位は 5000 枚です。 図１　協会支給ラベル Ｂ１形及びＢ２形の場合 　製品本体の表面又は裏面に図２に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出し、かつ、取扱説明書に図３に示す協会支給ラベルを貼付します。台紙の寸法は 17㎜×17㎜ です。 　ラベルは、シートタイプの最小交付単位は 50 枚です。 図２　自社表示 ・　寸法：Aを１００としたときの比率で表しており、Aは 8.0㎜以上です。 ・　色彩：表示要領（製品安全協会規程第１４号）に定める色彩又は単色とする。 　※　図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。

	  図３　協会支給ラベル Ｃ形の場合 図４に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22.5mm×22.5mm です。 ラベルは、シートタイプ及びロールタイプ共の最小交付単位は 5000 枚です。なお、図４中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。 図４　協会支給ラベル 「協会支給ラベル方式」の場合は、「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX 等により当協会に送付してください。このとき同時に表９に示す手数料額をお振り込みください。 表示交付申請書の記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。＜表示交付申請書の様式参照＞

申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に表示交付申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。＜委任状の様式参照＞

表９：表示交付手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	３円/個＋消費税 ※　SG ラベルの送付先が外国の場合には、別	三菱東京 UFJ 銀行 東京公務部支店

	途送料が必要です。 ※　外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	普通口座３００４４７ 口座名　一般財団法人 製品安全協会 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association （Swift Address） BOTKJPJT

当協会では事務の標準処理期間を設定しており、「協会支給ラベル方式」の表示交付については申請書を受付し、手数料の入金を確認してからSGラベルが登録工場又は指定の場所に到着するまでの間は要する標準的な期間は国内７日間、外国１０日間としています。

－８　事後調査

（１）定期事後調査

工場等が登録されてから一定のSGマーク表示を行ったとき、当協会は当該登録工場に対し定期事後調査を実施します。

定期事後調査では、登録時の製造設備及び検査設備要件が引き続き満たしているか、品質管理の方法は適切に維持されているかを調査します。調査の結果、適切であると認められる場合には、引き続きSGマークの表示が可能ですが、不適切な事項が認められる場合には、改善していただきます。

なお、定期事後調査に要する費用は、国内の場合は無料、外国の場合は必要な旅費から１０万円を控除した額を請求申し上げます。

（２）臨時事後調査

型式試験で不適合が生じた場合、試買検査で不適合が見つかった場合又はSGマーク制度の賠償措置を講じた場合であって、その原因が登録工場の品質管理方法に依ると認められるときには臨時事後調査を実施します。また、定期事後調査で不適切な事項が認められて、その改善結果を確認すべき場合にも臨時事後調査を実施します。

調査の結果、適切であると認められる場合には、引き続きSGマークの表示が可能ですが、不適切な事項が認められる場合には、改善していただきます。

なお、臨時事後調査に要する費用は、必要な旅費を請求申し上げます。

（３）その他の事後調査

登録工場からの依頼に基づき登録時の製造設備及び検査設備要件が引き続き満たしてい

るか、品質管理の方法は適切に維持されているかを調査することも可能です。このとき調査に要する費用は、必要な旅費を請求申し上げます。

（４）登録維持調査

当協会では、１０年毎に登録工場に対しSGマークの表示予定等を調査しております。

当面、SGマーク表示の予定がないが、登録を継続（維持）する場合には、次の事項を満たす必要があります。なお、SGマーク表示予定のある場合は、前述の事後調査の対象となります。

① 品質管理責任者の指名

製品品質等について管理責任者をお知らせください。

登録工場内に製品の品質管理について責任を有する者（以下「品質管理責任者」という。）を指名していただき、その氏名、部署名、役職名、連絡先を当協会へお知らせいただきます。また、当該品質管理責任者が変更になった際には、速やかに当協会へお知らせいただきます。当協会から登録工場に製品品質等についてご連絡を申し上げますときは、原則として当該品質管理責任者にご連絡申し上げることとなります。

② 現行SG基準に対応した製品検査規程等の提出

製造やSGマーク表示の有無に関わらず最新のSG基準（現行SG基準）に適合することを確認するための製品検査の方法等についてお知らせください。

登録工場の製造製品が現行SG基準（及び検査マニュアル）に適合することを確認するための製品検査規程をお知らせいただきます。当該製品を現在製造していない場合（又はSGマーク表示の予定がない場合）や現行SG基準に適合することを確認するための製品検査規程を作成されていない場合には、新たに作成をお願い致します。

③ 登録維持費用

登録情報を維持・管理するための登録情報の維持・管理手数料として表１０に示す手数料額をお振り込みください。

表１０：登録情報の維持・管理手数料

窓口	手数料	振込先
当協会	100,000円/工場＋消費税 ※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

－９ 工場等の移転、事業の譲渡・譲受等の扱い

（１）登録事項の変更

登録工場は、次の登録事項を変更するときは、「工場等登録事項変更届出書」に必要事項を記入のうえ速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じませ

ん。故意に届出をしない又は遅滞すると登録取り消しの対象となります。＜工場等登録事項変更届出書の様式参照＞

①　登録事業者名称、所在地、代表者役職、代表者名

②　登録工場の名称、所在地

（２）事業の承継及び譲渡・譲受

登録工場は、認証対象品目の製造事業等について、その事業を承継又は譲渡・譲受するときは、「工場等登録製造事業承継届出書」及び「工場等登録製造事業譲渡譲受証明書」に必要事項を記入のうえ速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じません。故意に届出をしない又は遅滞すると登録取り消しの対象となります。＜工場等登録製造事業承継届出書及び工場等登録製造事業譲渡譲受証明書の様式参照＞

（３）事業の廃止

登録工場は、SG マーク認証対象品目の製造事業等について、その事業を廃止するときは、「工場等登録製造事業廃止届出書」に必要事項を記入のうえ登録証を添えて速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じません。＜工場等登録製造事業廃止届出書の様式参照＞

（４）登録証の訂正

（１）や（２）により登録証の記載内容に変更が生じたときは登録証を登録証の再発行ができます。この場合は、（１）又は（２）の届出書と合わせて「工場等登録証訂正申請書」に必要事項を記入のうえ変更前の登録証を添えて申請をしてください。このときの手数料は表１１のとおり＜全品目共通＞です。＜工場等登録証訂正申請書の様式参照＞

表１１：登録証訂正・再発行手数料

窓口	手数料	振込先
当協会	5,000 円/工場＋消費税 ※　外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

（５）登録証の再発行

登録証を毀損や紛失したときは、登録証の再発行ができます。この場合は、「工場等登録証再交付申請書」に必要事項を記入のうえ申請をしてください。このときの手数料も表１１のとおり＜全品目共通＞です。なお可能であれば、毀損した発行済み登録証を添えて申請してください。＜工場等登録証再交付申請書の様式参照＞

７．３　ロット認証

－１　ロット認証申請

ロット認証は、認証対象品目を製造、輸入、販売する方などどのような方でも申請可能です。

ロット認証申請は、「ロット認証申請書」の鑑に添付書類１～５を添えて表１２に示す委託検査機関窓口で行ってください。提出部数は４部です。ただし、同一工場で製造された同一型式の申請ロットについては、２回目以降の申請時は添付資料が不要になる場合があります。＜ロット認証申請書の様式参照＞

「ロット認証申請書」の鑑及び添付書類１～５を含む申請書の書き方見本は当協会ウエブサイトにありますので、それを参考にして日本語又は英語にて作成してください。（添付資料も含めて日本語又は英語以外の言語は受け付けられません。）

なお、申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人にロット認証申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。＜委任状の様式参照＞

委託検査機関では、申請書が届きますと記入内容の確認、添付資料の不足などを確認の上、適切なことを確認の上受付を致します。

表１２：委託検査機関窓口

委託検査機関は選択可能です。

<table>
<tr><td rowspan="9">申請窓口</td><td colspan="2">一般財団法人日本文化用品安全試験所</td></tr>
<tr><td>東京事業所</td><td>〒130-8611　東京都墨田区東駒形 4-22-4
電話　03-3829-2515</td></tr>
<tr><td>大阪事業所</td><td>〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14
電話　072-968-2226</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般財団法人化学物質評価研究機構</td></tr>
<tr><td>東京事業所
高分子技術部</td><td>〒345-0043　埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地
電話　0480-37-2601</td></tr>
<tr><td>名古屋事業所</td><td>〒466-0858　愛知県名古屋市昭和区折戸町４－１
電話　052-761-1185</td></tr>
<tr><td>大阪事業所</td><td>〒577-0011　大阪府東大阪市荒本北１－５－５５
電話　06-6744-2022</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター</td></tr>
</table>

申請窓口	大阪事業所	〒577-0065　大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話　06-6788-8134
	東京事業所	〒135-0062　 東京都江東区東雲 2-11-17 電話　03-3527-5115
	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	生活用品試験センター	〒540-0005　大阪府大阪市中央区上町 1-18-15 電話　06-6762-5492
		毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 上海愛麗服装検験修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織検測有限公司（中国）、青島紡検験有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人　ＦＩＴＩ試験研究院（韓国）、PT.SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand）Limited（タイ）
	東京事業所	〒135-0001　東京都江東区毛利 1-12-1 電話　03-5669-1382
	名古屋事業所	〒460-0008　愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 電話　052-231-0861
	西部事業所	〒700-0033　岡山県岡山市北区島田本町 1-1-47 電話　086-255-0282～3

委託検査機関では、受付後直ちに申請者に対し表１３に示すロット認証申請手数料の入金に関するご案内を致します。その案内に従ってロット認証申請手数料をお支払い願います。（表１２及び表１３に複数の委託検査機関がある場合には、機関によって金額等が異なる場合があります。）

表１３：ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
委託検査機関 ＜A形＞	［一般財団法人日本文化用品安全試験所］ (1)特殊検査　23,000 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが 650 以下　6,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 10,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 19,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 28,000 円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） ［一般財団法人ボーケン品質評価機構］ (1)特殊検査　30,600 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが 650 以下　9,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,500 円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 20,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 28,000 円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が指定する方法によりお願いします。 ※　収納袋を有するものは、別途ホルムアルデヒドに関する成績書の発行料金が必要です。 ※　A形の場合：圧力調整形の口金を有するものは、別途作動圧力の測定証明書の発行料金が必要です。 ※　A形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップ式栓を使用している場合は 別途費用が必要な場合があります。

	［一般財団法人化学研究評価機構］ (1)特殊検査　21,600 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが 650 以下　6,500 円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 22,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 30,000 円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	
委託検査機関 ＜Ｂ１形＞	［一般財団法人化学物質評価研究機構］ (1)特殊検査　126,500 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ②　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） ※　収納袋を有するものは、別途ホルムアルデヒドに関する成績書の発行料金が必要です。	

	［一般財団法人ボーケン品質評価機構］ (1)特殊検査　116,300 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが 650 以下　9,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,500 円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 20,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 28,000 円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） ［一般財団法人化学研究評価機構］ (1)特殊検査　113,600 円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3 円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが 650 以下　6,500 円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 22,000 円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 30,000 円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

委託検査機関 ＜Ｂ２形＞	［一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター］ (1)特殊検査　122,400円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが650以下　6,500円＋消費税 申請ロットの大きさが651以上1,600以下　12,000円＋消費税 申請ロットの大きさが1,601以上4,000以下　22,000円＋消費税 申請ロットの大きさが4,001以上10,000以下　30,000円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） ［一般財団法人ボーケン品質評価機構］ (1)特殊検査　120,000円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが650以下　9,000円＋消費税 申請ロットの大きさが651以上1,600以下　12,500円＋消費税 申請ロットの大きさが1,601以上4,000以下　20,000円＋消費税 申請ロットの大きさが4,001以上10,000以下　28,000円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

委託検査機関 ＜C形＞	［一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター］ (1)特殊検査　42,400円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが650以下　6,500円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 22,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 30,000円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） ［一般財団法人日本文化用品安全試験所］ (1)特殊検査　37,000円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが650以下　6,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 10,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 19,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 28,000円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

	［一般財団法人ボーケン品質評価機構］ (1)特殊検査　48,000円＋消費税 (2)毎回検査（①～③合計） ①　3円/個＋消費税 ② 申請ロットの大きさが650以下　9,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 651 以上 1,600 以下 12,500円＋消費税 申請ロットの大きさが 1,601 以上 4,000 以下 20,000円＋消費税 申請ロットの大きさが 4,001 以上 10,000 以下 28,000円＋消費税 ③　毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

－２　ロット検査

ロット検査は、現に存在する製品（現品）に対する抜き取り検査です。

ロット検査は、委託検査機関が行う次の２つの検査の組合せとなります。この２つの検査の順は、委託検査機関、認証対象品目、申請者の過去の認証取得状況等によって異なります。

（１）特殊検査

特殊検査は、認証対象品目（品目）毎に定められたSG基準及び検査マニュアルに基づき委託検査機関の試験室内で実施し、合否を判定します。

特殊検査に一度合格すると、同一工場で製造された同一型式に限り最大６ヶ月間検査を省略する特例措置があります。（委託検査機関の判断により同一工場で製造された同一型式であっても製品品質が大きく異なると認められる場合は省略致しません。）

特殊検査で不適合があった場合には、３ヶ月間を超えない範囲で２回まで再検査が可能です。このときの検査項目は、原則として特殊検査の全項目となりますが、製品品質に影響を及ぼさないと認められる不適合項目については、検査項目を限定して再検査を行うことがあります。再検査で適合した場合は、改良箇所・方法を説明した書面の提出をお願いしています。

なお、再検査に要する費用は、ロット認証手数料とは別に直接委託検査機関にお支払いいただきます。

なお、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合がございます。詳細は、委託検査機関にお尋ねください。

（２）毎回検査

毎回検査は、認証対象品目（品目）毎に定められたSG基準及び検査マニュアルの検査項目のうちもっぱら製造工程で品質が確定する事項、具体的には外観、寸法、表示の有無、取扱説明書の有無などを申請者の希望する場所で実施し、判定します。

具体的な検査項目は、認証対象品目（品目）毎に異なります。

毎回検査で不適合があった場合には、３ヶ月間を超えない範囲で１回まで再検査が可能です。このときの検査項目は、原則として毎回検査の全項目となりますが、製品品質に影響を及ぼさないと認められる不適合項目については、検査項目を限定して再検査を行うことがあります。再検査で適合した場合は、改良箇所・方法を説明した書面の提出をお願いしています。

なお、再検査に要する費用は、ロット認証手数料とは別に直接委託検査機関にお支払いいただきます。

－３　SGマークの表示

SGマークの表示は表１４に示す方法により行います。複数の方法が記載されている場合には、いずれか１つを選択してください。

表１４：SGマークの表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	Ａ形の場合 図１に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は27㎜×27㎜です。 対人賠償責任保険付 購入日より1年間 製品安全協会 図１　協会支給ラベル Ｂ１形及びＢ２形の場合 製品本体の表面又は裏面に図２に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出し、かつ、取扱説明書に図３に示す協会支給ラベルを貼

	付します。台紙の寸法は 17mm×17mm です。 図２　　自社表示 ・　寸法：Ａを１００としたときの比率で表しており、Ａは 8.0mm 以上です。 ・　色彩：表示要領（製品安全協会規程第１４号）に定める色彩又は単色とする。 ※　図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 図３　協会支給ラベル Ｃ形の場合 図４に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22.5mm×22.5mm です。なお、図４中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。 図４　協会支給ラベル 「協会支給ラベル方式」は、ロット検査合格時に委託検査機関から交付致します。申請者は、SG ラベルをロット認証申請ロット

	に含まれる製品に貼付してください。

７．４　表示の有効期限（賠償の有効期限）

SG マーク制度の賠償措置には品目毎に定める有効期限がございます。これを表示の有効期限と呼びます。表１５のとおりです。

表１５：表示の有効期限

Ａ型形	購入日より１年間
Ｂ１・Ｂ２型形	購入日より３年間
Ｃ型形	購入日より３年間

７．５　外国委託検査機関の活用

当協会は、外国委託検査機関と委託契約を締結しております。外国で行う次の業務について委託検査機関の活用が可能です。ただし、外国委託検査機関の活用は、品目、国・地域、業務内容によって異なりますので、外国委託検査機関によるデータ活用をご検討される際には、まず、当協会までご相談ください。

①　工場等登録のための「工場審査」

②　型式確認のための「型式試験」

③　ロット認証のための「ロット検査」

このときに要する費用は、表１６のとおりです。

表１６：外国委託検査機関によるデータ活用に係る手数料

工場等登録	15,000 円/工場＋消費税 外国委託検査機関が定める額	当協会に納付 外国委託検査機関に納付
型式確認	15,000 円/型式＋消費税 外国委託検査機関が定める額	当協会に納付 外国委託検査機関に納付
ロット認証	当協会までお尋ねください	

７．６　フォローアップ

当協会は、随時市場から SG マーク付きの製品を買い上げ、SG 基準に適合していることを確認しています。これを試買検査と言います。

試買検査で不適合が見つかった場合には、当該製品の表示事業者に対し改善を求めます。

７．７　各申請及び届出行為の代理委任について

（１）代理人による手続き等

各種申請及び届出以降、申請者は手続きの代理人を選定することが可能です。（例：海外

の製造工場に代わって日本の輸入事業者が手続きを行う。）

代理人による各手続きを行う場合には、あらかじめ委任状が必要となります。委任状は、特段指定の様式はございませんが、当該申請者等が代理人にその行為を委任する旨の記載（日本語又は英語）と押印又はサインが必要です。HP 申請書のページにて委任状様式をダウンロードして使用していただくことも可能です。

なお、委任状は一度ご提出いただければ内容に変更がない限りそのまま有効となります。

（２）社内代行者による申請等

本来、各種申請及び届出行為は、代表者による行為となりますので、これらの申請書等には代表者の押印又はサインが必要ですが、次に示す行為であって、委任状がある場合には代表者以外の社内の者（以下「社内代行者」という。）による申請等が可能となり、当該社内代行者の押印又はサインでも申請等は可能です。（例：代表取締役に代わって品質管理部長が行う。）

社内代行者による各申請等を行う場合には、あらかじめ委任状が必要となります。委任状は、特段指定の様式はございませんが、当該代表者が社内代行者にその行為を委任する旨の記載（日本語又は英語）と押印又はサインが必要です。HP 申請書のページにて委任状様式をダウンロードして使用していただくことも可能です。

なお、委任状は一度ご提出いただければ内容に変更がない限りそのまま有効となります。

- 工場等登録証訂正申請
- 工場等登録証再交付申請
- 型式確認申請及び型式確認更新申請
- 型式区分内名称追加届出
- 表示交付申請
- ロット認証申請

７．８　その他

この手続き書に記載されていない事項などで不明な点がございましたら次までお問い合わせ願います。また、当協会の HP には「よくある質問（FAQ)」がございます。ぜひ、そちらもご覧ください。

○　一般財団法人製品安全協会

〒110-0012　東京都台東区竜泉２－２０－２

業務グループ　03-5808-3302　E-Mail operation@sg-mark.org